

ファミリーサポートセンター って何だろう?

ファミリーサポートセンターとは、安心とゆとりをもって子育てができるように育児の援助を行う人(協力会員)と育児を手助けして欲しい人(依頼会員)を結び付け、子育ての相互援助活動を応援する会員組織です。

依頼会員 那覇市在住で生後3か月から小学6年生までの育児の手助けを必要としている人(事前入会が必要です)

協力会員 那覇市在住で当センターが指定する講習会を受講した人(年2回開催)

両方会員 依頼会員登録者で講習会を受講した人

●サポート料金

曜 日	活動時間帯	1時間あたりサポート料金
月曜日～土曜日	7時～19時	600円
	19時～22時	700円
日曜日・祝日・慰霊の日・年末12月29日～年始1月3日まで		700円

* 病児・緊急および宿泊を伴う預かりの場合

曜 日	活動時間帯	1時間あたりサポート料金
月曜日～土曜日	7時～19時	700円
	19時～22時	800円
日曜日・祝日・慰霊の日・年末12月29日～年始1月3日まで		一律 800円 / 1時間
宿泊(要相談)	21時～翌朝7時	一律 5,000円

≡ 保育サービス講習会を開催します! ≡

子育て世代(生後3か月以上の乳児から小学6年生児童対象)の家庭のサポートを目的に保育サービスを提供する育児サポーター養成のための講習会を開催します。

日 時: 7月18日(火)～21日(金) 9時～17時
※期間中に保育体験あり。
場 所: 那覇市総合福祉センター2階会議室
対 象: 20歳以上の市民で、全日程に参加し、受講後サポート活動に協力できる人
定 員: 15人以内
申込期間: 7月3日(月)～7月10日(月)
※平日9時～17時(窓口受付)
※申込時に顔写真1枚(縦3cm×横2.5cm)が必要です。
詳しくは電話でお問合せください。

問 那覇市社会福祉協議会 那覇市ファミリーサポートセンター
営 月～金(日曜・祝日を除く) 時 9時～18時 ☎857-8991

♪ 活動内容ベスト5 (令和4年度)

- 1位 子どもの習い事の援助 1,298回
- 2位 保育園・幼稚園の迎え 529回
- 3位 育児の手助け 522回
- 4位 保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助 406回
- 5位 保護者等の外出の場合の援助 342回



▲救急救命講習



◀お子さんの送迎を支援

住民税非課税世帯等に対する支援給付金を支給します

給付額

1世帯 **3万円**

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増加にともない、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等へ支援給付金を支給します(受給できるのは1回のみです※A.B.C.の重複受給はできません)。



市ホームページ

支給の要件・手続き方法

A. 令和4年度「那覇市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(5万円)を「口座振込で」受給した世帯で、令和5年5月1日時点で那覇市に住民登録がある世帯

同じ口座へ振込するため、振込日に関するお知らせを5月末以降に順次発送予定です。お知らせが届いた人は、**特に申請などの手続きは必要ありません。**
口座変更を希望の場合は、6月9日(金)までにご連絡ください。
※5万円給付事業を口座振込以外で受給した世帯には、手続きに関するお知らせを5月末以降に順次発送予定です。受給には申請が必要です。

B. 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯で、令和5年5月1日時点で那覇市に住民登録のある世帯

①世帯全員が令和5年1月1日以前从那覇市に住んでいる場合

7月中旬以降、確認書を順次発送予定です。
(返送が必要です。)

②世帯の中に、令和5年1月2日以降に那覇市外から転入した人がいる場合

申請が必要です。申請書を記入して、必要書類を添付し一緒に郵送してください。窓口への提出も可能です。
申請期間(予定): 7月中旬頃～10月末頃

C. 令和5年1月～10月の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯

申請が必要です。申請書を記入して、添付書類と一緒に郵送してください。窓口への提出も可能です。申請期間(予定): 7月中旬頃～10月末頃

※確認書または申請書を受理した日から3週間後を目安に支給します。
※書類に不備などがあった場合、さらに時間を要する可能性があります。
※申請受付開始日は市ホームページでお知らせします。
※申請書類は受付開始後、市ホームページに掲載するとともに、本庁舎2階特設窓口にて配布します。

お問合せ

専用コールセンター(平日9時～17時)
☎0120-031-350

申請記入サポート窓口

(5月29日(月)より) 開設予定

場所: 本庁舎2階特設窓口
受付: 平日9時～16時30分

広告

屋根・外壁塗装に関するお知らせ

住宅の屋根・外壁塗装工事は「定価」がないため、数社から見積りを取るとその金額の差額が大きく違う場合がよくあります。これらの問題は住宅の大きさや作業のしやすさ等の理由に加え、各業者の工事方法・塗料の種類、会社の大小、利益率等の複雑な理由によるものでこの事が多くの消費者を混乱させているようです。

また「単なる価格比較による契約」という考え方は大きなリスクをとまなう事になります。これは屋根・外壁塗装工事というものが電化製品の様に新品で完成されたものではなく、何年も雨・風にさらされた壁のペンキを「剥がして塗る」という技能を要する工事であるという事に起因しています。

今回お知らせする建物診断は、当協会職員が建物の状況を把握し、適切な工事の提案と適正価格は何であるかを正確に知るための有効な手段であります。

記

受付期間... 6月1日(木)～6月30日(金)
受付時間... 平日、午前9時～午後5時
対 象... 築5年以上、3階建て以下の建物
診断費用... 無料です。
受付予定棟数... 10棟(予定棟数になり次第終了)

屋根・外壁塗装の適切な工事提案と
適正価格の建物診断のお申し込みは...

一般社団法人

沖縄県建築職人協会

0120(931)540

沖縄県浦添市牧港2丁目8番3号

TEL... 098-942-1155